

事業用資産の減損(1) ——「ねらい」の変化による切り下げ——

米 山 正 樹

本稿のねらいは、減損の生じた事業用資産の評価をなぜ切り下げるのか、どういうタイミングでどれだけの評価損失を計上する必要があるのか、これらに関する基本的な考え方の整理にある。不良債権の評価をめぐる前稿までの議論から、収益性の低下した事業用資産の簿価修正について、どのようなインプリケーションを引き出せるのかを確かめてみようというのである。いわば本稿以降は、前稿までの議論がいかなる分野にどういう形で応用可能なのかを問うことになる。

直後にかえりみる予定となっているが、金銭債権においては、減損を機に「投資のねらい」が変化する場合と「ねらい」に変化が認められない場合のそれぞれについて、異質な論拠にもとづく切り下げの手続が求められていた。結論から先にいうなら、このうち「ねらい」の変化が評価損失の計上を導くというロジックは、金権債権と事業用資産とに共通するものといえる。そこでは、収益性の低下を契機として「ねらい」の変化した営業資産についても、不良債権と同様の測定操作が必要となってくる。これに対し、「ねらい」に変化がみられない金銭債権には「見積もりの修正」という手續が施されたが、これは金銭債権に固有の「財としての特性」から導かれてきたものであり、そういう特性を備えていない営業資産とはなじみにくいロジックに支えられている。本稿では、以上を確かめていく予定となっている。

第1節 事業用資産の切り下げー不良債権との異同点ー

(1) 不良債権をめぐる議論の概略

これまでの議論が減損の生じた事業用資産の評価とどう関わっているのかを解き明かすため、ここではまず最初に、一連の論攷に共通するスタンスをもう一度確認しておきたい。とりわけ、不良債権の切り下げと「投資のねらい」の変化がどう結びついているのか、その点に注目しながら、一連の論攷で主張してきたことの要約を試みる。

さて何度も繰り返しているように、資金の回収が困難となった金銭債権については、「投資のねらい」が変化する場合もあれば、「ねらい」には変化が認められない場合もありうる。減損以前と同様、基本的に時の経過を待つだけで成果の実現が期待されるケースも考えられるし、金銭債権に寄せられた期待が減損を機に大きく変質するケースも想像に難くない。「ねらい」の変化を伴う減損と、「ねらい」の変化なき減損とが併存しているわけである。いずれのケースにおいても不良債権の評価を切り下げるこになつており、その点には違いがみられない。しかし具体的な測定操作の次元においては、「ねらい」の有無に応じた違いが生じてくる。切り下げの論拠が異なるため、評価損失の大きさや減損以降における業績評価のありかたについては、ふたつのケースで相違がみられるのである。

具体的にいうと、「投資のねらい」に変化が認められる場合は、新たな期待に適うような業績評価のしくみへと移行する必要が生じてくる。減損の前後で「ねらい」が違うのであれば、それを確かめるための事実も変わってくるはずである。そこでは旧来どのような形で投資の成果をとらえてきたのかに関わらず、業績測定のフレームワークそれ自身に修正が求められることとなる。そういうケースでは、問題となっている財の公正な評価額が業績評価の新たな基礎となる。それをもとに、「変化したねらい」に適うような測定操作をやり直すわけである。

これに対し、「ねらい」に変化が認められない場合は、「投資の継続性」を何らかの形で業績評価のしくみに反映させる必要が生じてくる。そこではさまざまな測定操作を想定しうるが、いずれにせよ、減損以前に採用していた利息法の継続適用を与件とし、その枠組みを維持したまま、減損の事実を期間損益に反映させるような手続が求められることとなる。そういう形で行われる債権簿価の切り下げは、一連の論攷では「見積もりの修正」と呼ばれている。何らかの形で旧来の仮定や見積もりを減損以降も引き継ぐところが、この「見積もりの修正」に属するさまざまな方法に共通した特性といえる。その点、「ねらい」が変化する場合とは対照的である。「ねらい」が変化する場合の簿価修正に用いられる市場価格は、将来キャッシュフローの見積もりのみならず、それを現在価値に引き直すための割引率についても「最新の情報」に基づいているからである。

(2) 「ねらい」の変化を伴う収益性の低下

不良債権に関するこれまでの議論を確認したところで、次に問題となるのは、ここで紹介したロジックが減損の生じた事業用の資産とどう関わってくるのかである。そもそも、減損を機に事業用の資産をめぐる「投資のねらい」は変化しうるのであろうか。かりに「ねらい」に変化が認められたとして、事業用の資産についても金銭債権と同様の切り下げが求められるのであろうか。逆に「ねらい」が変化しない場合はどうであろうか。この場合も金銭債権と等質的な理由により、「ねらい」に変化が生じるケースとは別の切り下げが必要となってくるのであろうか。以下、順を追って考察を進めていく。

まずは事業用の資産に生じた収益性の低下が、「投資のねらい」の変化を引き起こすかどうかである。現在実行している投資プロジェクトから当初予期していたほどのキャッシュフローが見込めなくなると、代替的な用途から期待される収益率のほうが高くなる可能性も生じてくる。「代替的なつかいみち」の典型例としては、これまでとは異なるプロジェクトへの転用や、もともと継続利用のために保有していた財の廃棄処分が挙げられる。企業の経営者は常に最も効率的な財の運用をねらっている以上、金銭債権にかぎらず事業用の資産についても、収益性の低下は「投資のねらい」の変化を引き起こしうるといえそうである¹。

統いて問われるのは、事業用の資産に寄せてきた期待が減損を機に変質したといえるとき、その事実が業績測定のありかたとどう関わってくるのかである。前稿までに確かめたように、不良債権のケースでは、「投資のねらい」が変化したときは市場価格へと簿価修正することになっていた。はたして収益性の低下した事業用の資産についても、これと同様の測定操作が導かれてくるのであろうか。

一連の論攷が全体をつうじて強調しているのは、何を期待した投資なのかに応じて、期待が実現したかどうかを確かめるための事実も違ってくるという主張である。注目すべき事実の違いは、事後的な業績測定の枠組みに大きな影響を及ぼす。つまり具体的な業績評価のありかたを決める

のは、問題となっている財に寄せられた期待といえる。測定操作のそれぞれは、「投資のねらい」あるいは成果の実現を図るための手段と適切に結びついていなければならない。

こういう主張は、なにも金銭債権にかぎって唱えられるものではない。事業用の資産についても金銭債権と同様、物理的な特性とそこから期待されるキャッシュフローの特性とは、一対一には対応していない。用途のいかんに応じて、あるひとつの事業用資産から、さまざまなキャッシュフローを期待しうるのである²。とすれば、業績評価のありかたが問われているときに「投資のねらい」を確かめるのは、事業用の資産においても必須の手続といえる³。期待された成果の実現をどういう形で図るのか、「ねらい」を確認するような作業から「るべき」測定操作が導かれてくるわけである。

ここで述べたとおり、減損を機に簿価を修正する必要が、事業用の資産についても不良債権と同様の論拠から導かれるとすれば、具体的な測定操作の次元においても両者の間に整合性を保つ必要が生じてこよう。前稿までに確かめたとおり、資金の回収に困難が生じた金銭債権については、簿価をその時点の市場価格まで引き下げ、それをもとに、「変化後のねらい」に適うようなやりかたで成果をとらえ直すことになっている。減損以降の業績測定は「ねらい」の変化いかんで多岐に分かれるが、減損が発生した時点の処理については「ねらい」がどう変化したのかにかかわらず、市場価格への切り下げが一意的に導かれてくるのである。とすれば、収益性の低下した事業用資産についてもこれと同様、市場価格まで簿価を引き下げる手続が求められることになろう。

「投資のねらい」が変化するケースにおいて、減損の生じた事業用資産と不良債権との間に整合性を保つ必要が導かれてくるのは、「ねらい」の変化が認められない場合（直後に詳述）とは対照的である。なぜ「ねらい」が変化する場合にかぎって両者に共通の測定操作が求められるのであろうか。その理由は、「市場価格への簿価修正」が、まさしく新たな「ねらい」をもとに成果をとらえ直すための手続であることに求められる。業績測定の基礎を改めるための作業は、「維持すべき資本（何を超えて回収した資金を投資の成果とみるべきかの指標となるもの）」を決定するためのものといえる。それは「ねらい」のいかんに左右されるべきものではない。そうでなければ、期間損益というコンセプトは首尾一貫性を失ってしまうであろう。

繰り返し述べているように、「投資のねらい」のいかんで、事前に期待した成果が実現したかどうかを確かめるための事実も違ってくるのはたしかである。そういう相違は、具体的な業績評価のしくみに反映されることとなる。しかし、時の経過という事実を重視するのか、それとも実際のキャッシュフローに注目するのかというような違いは、投資の成果をとらえるタイミングにしか影響を及ぼさない。今日の企業会計において成果の総額は「維持すべき資本」とキャッシュフローの総額との関係で決まるものであり、「ねらい」のいかんには依存しない。新たな基礎をもとに投資の成果をとらえ直す場合にかぎって、金銭債権と事業用資産との整合性を問うことにより義を見出せるのはそのためといえる。そこでは、両者の異質な側面（それこれから期待されるキャッシュフローの特性など）に関心が寄せられることはないのである⁴。

(3) 「ねらい」の変化を伴わない収益性の低下

① 債権投資の業績評価

減損を機に「投資のねらい」に変化が認められるときは、金銭債権と同様、事業用の資産についても市場価格への簿価修正が求められたが、「ねらい」が変化しない場合はどうであろうか。

不良債権と同様、減損の生じた事業用資産についても「見積もりの修正」という計算手続が導かれてくるのであろうか。実は冒頭でも言及したとおり、「見積もりの修正」という形で減損の事実を期間損益に反映させるのは、金銭債権の「財としての特性」から導かれてくる「固有の測定操作」といえる。「ねらい」の変化を伴わない減損が生じたとき、事業用資産の評価を切り下げるような計算手続は、同様のロジックからは導かれてこないのである。

では、「見積もりの修正」という手続は、なぜ不良債権（なかでも減損の前後で「投資のねらい」に変化がみられないもの）としか結びつかないのであろうか。以下、この問題に議論を進めていく。

前稿までの議論をもう一度思い起こしてみると、正常な金銭債権については、利息法と呼ばれる特殊な期間配分が行われていた。この方法は、最初から「確実に」見込まれる将来キャッシュフローをもとに、利息収益を計上するところが特徴的であった。事前にキャッシュフローを高い精度で見積もることができるからこそ、未回収のキャッシュフローを見込んで計算した「(当初の)実効金利」が、期間配分の基礎となりうるのである。

金銭債権に固有のこうした特徴は、資金の返済が滞ったからといって、ただちに失われるものではない。不良債権のなかにも、約定どおりの金額に満たないとはいっても、時の経過とともに事実上確実なキャッシュフローを期待できるものがみられる。そのような債権については、資金の回収に困難が生じたとはいえ、「投資のねらい」は従来どおりということができる。受動的に時の経過を待つだけで、当初から確実に見込まれている成果の実現が図られる点については、減損前後で違いがみられない。そういう場合は、業績評価の枠組みそれ自体は改めず、むしろ旧来のフレームワークを踏襲しながら減損の事実を期間損益に反映させることとなる。これがまさしく「見積もりの修正」と呼ばれる手続であった。

いま述べたとおり、金銭債権にかぎれば、「ねらい」の変化を引き起こさないような減損は「見積もりの修正」という手続を導くこととなる。しかし、予期しえなかつた経済環境の変化により、旧来の期間配分で暗に与件としてきた仮定や見積もりが意味を失ったからといって、そういうケースに「見積もりの修正」という形で対応するのは必然とはいえない。金銭債権の場合は、そういう測定操作が技術的に可能だからこそ、「ねらい」の変化なき減損が「見積もりの修正」と結びついている。はたして金銭債権のどのような特質が、こういう切り下げを可能たらしめているのであろうか。

ここで「財としての特性」に改めて注目してみると、将来キャッシュフローをあらかじめ確実に予想でき、それに直接関連づけて毎期の利息収益、ひいては簿価を決められるような金銭債権の特徴が、「見積もりの修正」という手続を意義づけているようにみえる。もう少し簡単にいいうなら、特定の金銭債権に跡づけられるような将来のキャッシュフローを減損以降も精密に見積もることができるからこそ、「旧来の見積もり」をそれに置き換えるような「修正」の手続が可能となるようと思える。つまり「見積もりの修正」は、もともと将来キャッシュフローを事前に見込んだ業績評価のしくみがとられており、かつ、減損以降も将来のキャッシュフローを高い精度で予測できるような環境に適うものといえそうである。

② 事業投資の業績評価

不良債権の一部に「見積もりの修正」という手続が施される理由を上記のように考えると、「財としての特性」が異なる事業用の資産には、金銭債権と同様の手続はとりえないこととなる。金銭債権とくらべたとき、事業用の資産から期待されるキャッシュフローの見積もりは、さまざ

まな意味で困難といえる。営業投資の場合、投下した資金を回収するためには自律的な営業努力を費やさなければならないし、たとえそれを費やしたところで確実な成果が得られる保証はない。さらにいえば、かりに投資の成果を比較的高い精度で事前に見積もることができたとしても、それを個々の資産に割り当てるのは困難な作業といえる。いくつかの事業用資産が有機的に結びついてキャッシュフローを生み出す場合は、何を規準にキャッシュフローを跡づけようとしたところで、「割り当て」の操作は恣意的なものとなってしまうのである。

こうした困難を受け、営業投資の成果をとらえるときは、将来のキャッシュフローを直接見積もることなく、支出原価を耐用年数にわたって計画的・規則的に配分する減価償却の手続がとられることになっている⁵。収益のほうは実際のキャッシュフローに裏づけられたときに計上することとし、それを獲得するために被った費用は、収益への貢献度合いを直接測ることなく、収益が生じると見込まれる期間にわたって「機械的に」配分するのである。そこでは、事業用資産の簿価は「未償却残高」という性質を帯びることとなり、将来キャッシュフローとの直接的な関係は絶たれてしまう⁶。

このとおり、投資の成果を不確実にしか予測できない事業用の資産においては、そもそも、将来キャッシュフローの直接的な見積もりを反映した期間配分のしきみがとられることはない。減損以降はいまでもなく、減損が発生する以前でさえ、投資の成果は実現したキャッシュフローをもとに捕捉することとなっており、未回収のキャッシュフローが期間損益に反映されることはない。これと連動し、簿価（未償却残高）のほうも未実現のキャッシュフローと直接結びつくことはない。事業用資産の簿価は、先述のように、もっぱら当初の支出原価とあらかじめ採択した償却基準で決まってくるのである。

では、減価償却の手続がとられてきた資産に減損が生じたとき、その事実は期間損益にどのような影響を及ぼすのであろうか。ここでは減損の発生にも関わらず、従来の投資プロジェクトを継続するのが最善といえる場合、つまり「投資のねらい」に変化が認められない場合を問題としている。投資をめぐる環境に大きな変化がみられない以上、そういう減損を機に将来キャッシュフローを高い精度で見込めるようになるとは思えない⁷。むしろ予期しえなかつた事象の発生により、キャッシュフローの見積もりにはいっそうの困難が予想されることとなる。とすれば、当初予定していたほどの収益があがらず、今後も思いどおりの収益を見込めなくなった事実は把握できても、プロジェクトの「価値」がどれだけ低下したのかを正確に把握するのは相変わらず困難といえる。

そうなると事業用の資産については、たとえ収益性の低下が判明したとしても、それを簿価の切り下げという形で期間損益にただちに反映させるのは技術的に困難といえる。企業会計に通常求められる（測定の）信頼性を満たすような、将来キャッシュフローの見積もりが不可能であれば、実際のキャッシュフローを待って減損の事実を期間損益に反映させるしかない。つまり事業用資産の場合、いまだ期待の次元にとどまる将来キャッシュフローの減少を期間損益に反映させる、「見積もりの修正」のような測定操作はとりえない。減損の事実が判明しただけでは、簿価を切り下げるための十分な条件とはいえないでのある。

考えてみれば、キャッシュフローの裏づけを得てから減損の事実を期間損益に反映させるやりかたは、投資に寄せてきた期待が実現したかどうかを実際のキャッシュフローで確かめる「実現基準」と同様の理念にもとづくものといえる。減損が生じたとはい「投資のねらい」に変化がみられない場合は、そこにみられる「投資の継続性」を何らかの形で具体的な測定操作に反映さ

せるべきというのは、不良債権の切り下げをめぐる議論で与件としてきたことである。こういう観点からしても、事業用の資産に生じた減損のうち「ねらい」の変化を引き起こさないものについては、収益性の低下が判明した時点における切り下げが必要になるとは思えない。

(4) 小括

本節では、収益性の低下した事業用資産の簿価修正について、不良債権の切り下げをめぐる前稿までの議論から、どのようなインプリケーションを引き出せるのかが主たる検討課題となっていた。不良債権のケースでは、減損を機に「投資のねらい」が変化する場合と変化がみられない場合のそれについて、異質な論拠から切り下げの必要性が導かれてきた。

このうち「ねらい」の変化をきっかけとする切り下げの論拠は、不良債権にかぎらず事業用の資産にも関わってくるものといえる。減損を機に、現在の事業プロジェクトを継続することなく転用や廃棄処分などの意思決定が下された場合は、新たな「ねらい」をもとに投資の成果をとらえ直すため、市場価格への簿価修正が求められることとなる。これに対し「ねらい」に変化が認められないにもかかわらず、「見積もりの修正」という形で減損の事実を期間損益に反映させるやりかたのほうは、金銭債権に固有の測定操作といえる。将来キャッシュフローを直接見積もり、それをあらかじめ織り込んだ期間配分のしくみで投資の成果を把握する発想を、事業用の資産はもとより欠いている。収益性の低下は、実際のキャッシュフローに裏づけられたとき、はじめて期間損益に影響を及ぼすこととなる。

このとおり、事業用の資産については、収益性の低下をきっかけとして「投資のねらい」が変化した場合にかぎり、評価の切り下げ（より具体的には市場価格への簿価修正）が求められることとなる。「ねらい」に変化がみられない場合については、たとえ減損が生じたとしても、簿価を切り下げたりする必要は認められない。将来キャッシュフローの予測が困難な事業用の資産については、期待の次元にとどまるキャッシュフローを見積もり、それとの直接的な関係を保ちながら評価額を決めるのが技術的に困難であるし、そういう操作は「投資のねらい」に適うものともいえない。「ねらい」が変化しない場合は、金銭債権と事業用の資産とで必要な計算手続が大きく違ってくるのである。

では、ここで論じてきたような考え方たは、はたして実際に公表されている基準書のなかに見出せるのであろうか。次節では、一連の論攷と整合的な解釈の可能な米国FASBの基準書第121号（FASB [1995]）に考察を進める。

第2節 FASB基準書第121号と「投資のねらい」の変化

(1) 一連の論攷と整合的な側面

① 公正価値への簿価修正

FASB第121号「減損した長期性資産および処分予定で保有する長期性資産の処理」は、タイトルのとおり、収益性の低下した事業用資産の評価をどういうタイミングで、どれだけ切り下げるべきかを取り扱っている。このうち評価損失を計上するタイミングについては、問題の事業用資産から期待されるキャッシュフローの単純な（割り引かない）合計額が簿価に満たなくなつたとき、減損を認識すべきという記述がみられる（FASB [1995], paras. 4 - 6）。これに対し、評価損失の大きさについては、減損が生じた事業用資産の簿価を、その事実が判明した時点の市場価

格まで切り下げるよう求めている（FASB [1995], para. 7）。以上のふたつが、この基準書の最も本質的な内容といえそうである。

このうち一連の論攷の一貫した主張と整合的なのは、切り下げ額の大きさに関する記述のほうである。前節で論じたところによれば、事業用資産について市場価格への簿価修正が必要となるのは、減損を機に「投資のねらい」が変化した場合にかぎられる。言い換えれば、減損を契機とする事業用資産の切り下げにおいては、一律、市場価格まで評価を引き下げるような操作が求められるのである。切り下げ後の属性値として唯一、市場価格が選ばれている基準書第121号は、この点で前稿までの議論と整合的なものと解釈できる。

さらにいうなら、市場価格への簿価修正が必要とされる理由に関する基準書第121号自体の解説も、一連の論攷と首尾一貫したものといえそうである。冗長となるおそれをかえりみず、ここで該当箇所を引用しておきたい。

ひとたび減損が認識された後は、切り下げられた資産の簿価を新たな取得原価（newcost）とみなして処理を行う必要がある。償却性資産の場合、その新たな取得原価は、当該資産の残存耐用年数にわたって償却しなければならない。かつて計上した減損に伴う損失を戻入するような処理は禁じられる（FASB [1995], para.11）。

（前略）資産の簿価がそうした測定値（将来キャッシュフローを割り引かずに合計した額；筆者補注）にてらして回収不能と見込まれるときは、新たな原価を基礎として（newcostbasis）減損の生じた資産を評価するのが適切といえる。これが当審議会の考え方である（後略）（FASB [1995], para.69）。

（前略）減損した資産を処分することなく利用し続けるという意思決定は、当該資産への再投資という意思決定と類似している。それゆえ、当審議会は、こうした資産を公正価値で評価すべきと結論づけた（後略）（FASB [1995], para.70）。

基準書第121号にはこのほか、経営者の意思決定とストックの評価との首尾一貫性を重視する旨の記述もみられる（FASB [1995], para.71）。いま紹介した一連の記述のなかで注目すべきは、「新たな取得原価」という用語であり、減損の生じた資産の継続利用は再投資と等質的な側面を有しているという記述といえる。これらはいずれも「投資のねらい」の変化や、それをきっかけとして業績測定の基礎を改める手続を示唆するものと考えられるからである。

② 減損に伴う評価損失の戻入

基準書第121号にみられる記述のうち、一連の論攷に共通する主張と整合的な解釈が可能なものとしては、第二に、いったん計上した評価損失の戻し入れを禁じた記述が挙げられる（FASB [1995], para.11）。一連の論攷で論じてきたところによれば、市場価格への切り下げは「投資のねらい」が変化した場合と対応している。減損を機に、これまで投資に寄せてきた期待が意味を失い、新たな期待をもとに投資の成果をとらえ直す必要があるからこそ、債権の簿価を市場価格に修正する必要が生じてくるのである。そこでいう「ねらい」の変化は非可逆的なものといえ、いったん変化した「ねらい」が元に戻るようなケースは想定できない。とすれば、「ねらい」の変化をもとに計上した評価損失を戻し入れるような操作は考えられない。先に採り上げた基準書第121

号の記述は、こうした一連の論攷に共通する考え方たと整合的なものといえる。

評価損失の戻し入れが認められるかどうかは、一見したところ、「投資のねらい」が変化したかどうかに着目する一連の論攷のスタンスとは、直接的な関わりを持たない問題のようにみえる。しかし実際には、いったん計上した損失を戻し入れるかどうかも、減損時点の切り下げ額と同様、「ねらい」の変化を契機とする切り下げかどうか、つまり切り下げの論拠から一意的に導かれてくるものといえる。戻入を禁じるようなルールは、「ねらい」の変化を根拠とする簿価修正としか結びつかないのである。

③ 処分予定資産の区分掲記

基準書第121号の、一連の論攷と整合的な側面は、第三に、減損以降も使用し続ける資産と減損を機に廃棄処分予定となった資産に、減損以降、異質な業績評価を要求しているところに見出される。いずれの場合も、減損が発生した時点においては市場価格への簿価修正が求められるが(FASB [1995], para. 7, para.15), それ以降の期間においては両者に別々の測定操作が予定されている。配置換えなどの形で利用し続ける事業用資産については「新たな取得原価」をもとに減価償却の手続がとられるのに対し、処分予定の資産に減価償却の手続がとられることはない⁸。新たに減損が生じないかぎり、いったん切り下げた簿価をそのまま据え置くのが、処分予定の資産に関する原則的な処理となっている⁹。

再三繰り返しているように、一連の論攷によれば、ひとたび市場価格まで簿価を切り下げた後は、減損を機に変化した「新たなねらい」に適うようなやりかたで、投資の成果をとらえ直す必要が生じてくる。減損以降の業績評価においては、「ねらい」のいかんが具体的な測定操作のありかたを決めるのである。直前に言及した基準書第121号の定めは、まさしくここで確認した一連の論攷の趣旨に適うものといえるであろう。

(2) 一連の論攷とは整合しない側面

ここで確認したとおり、基準書第121号には、その基本理念において「投資のねらい」に着目する一連の論攷に共通するスタンスと首尾一貫した記述が多くみられる。しかし同基準書には、これまで論じてきたこととは矛盾する内容もみられる。本稿の議論とは矛盾する記述、具体的には、減損を機に「投資のねらい」が変化した場合にかぎり、市場価格への簿価修正が求められるという考え方たとは整合しない記述を指摘するとともに、なぜそういう内容が要求されているのかを考えることとしたいた。

基準書第121号にみられる記述のうち、本稿の基本的なスタンスにひきつけた解釈が最も困難なのは、評価損失を計上するタイミングに関する部分といえる。先に簡単に言及したとおり、この基準書においては、問題となっている事業用資産から期待されるキャッシュフローを割り引かずに合計し、それと簿価との大小関係を吟味することになっている。つまり将来キャッシュフローの「単純な合計額」さえ簿価に満たなくなつたとき、ストックの評価を切り下げるよう求められているのである。ここで該当箇所を引用しておきたい。

報告主体は、簿価が回収不能に陥ったことを示唆するような事象や環境変化が生じたときは、長期利用目的の資産や、ある種の識別可能な無形資産に減損が生じていないかどうかを検討しなければならない (FASB [1995], para.4)。

以下に掲げるのは、簿価の回収可能性に関する再検討を促すような事象または環境変化の具体例である。

- (a) 資産の著しい時価下落
- (b) 資産の用途または物理的形状に関わる重要な変化
- (c) 法的要素ないし事業環境における不利な変化のうち重要なものの
- (d) 自家建設に要する費用が当初の予測を著しく超過した場合
- (e) 当期の営業キャッシュフローに損失が生じており、過去の実績や将来予測を加味すると、現在の用途からは今後も損失が見込まれる場合（FASB [1995], para.5）

第5項で示した具体例に該当する場合や、それ以外の事象または環境変化により簿価の回収可能性に疑義が生じている場合、報告主体は、当該資産の利用および最終的な処分から期待されるキャッシュフローを見積もらなければならない。そこでいう将来キャッシュフローは、当該資産が生み出すと見込まれるキャッシュインフローから、そのインフローを獲得するのに不可欠なアウトフローを控除したものである。もし将来キャッシュフロー（割引を行わず、利子費用も考慮しないもの）の合計額が簿価に満たないのであれば、報告主体はこの基準書に従い、減損に伴う損失を認識しなければならない。それ以外のケースでは、減損に伴う損失は認識されない。しかしながら、償却基準の再検討は求められるかも知れない（FASB [1995], para.6）。

他方、「投資のねらい」の変化に着目したこれまでの議論からすれば、どのようなタイミングで事業用資産の評価を切り下すことになるのであろうか。同義反復のきらいもあるが、一連の論攷に共通するスタンスによれば、市場価格への簿価修正が必要となるのは、まさしく「投資のねらい」が変化したときということになる。そうなると問題は、減損の有無に関する基準書第121号の判断基準「将来キャッシュフローの単純な合計額と簿価との大小関係」が、一連の論攷で着目している「投資のねらい」の変化と一対一に対応しているかどうかである。もし両者に一意的な対応関係がみられるのであれば、基準書第121号が求めていたり下げるタイミングは、前稿までの議論と首尾一貫したものとみなしうる。はたして基準書第121号のようなやりかたで、「ねらい」が変化したかどうかを確かめられるのであろうか。

思い起こしてみれば、減損を機に「投資のねらい」が変化するのは、現在実行している事業プロジェクトを凌駕するような「価値」を持つ、代替的な投資案が見出された場合といえる。代替案との比較で重視される「価値」は、それぞれのプロジェクトから期待される将来キャッシュフローの割引現在価値である。その比較において現在の用途が最善の選択とはいえなくなつたとき、「投資のねらい」は変化したものとみなされ、市場価格への簿価修正が求められるわけである。

これに対し、基準書第121号では、代替的な用途の収益性が明示的に問われることはない。現在の事業プロジェクトを継続した場合に期待される将来のキャッシュフローと比較されるのは、問題となっている資産の簿価なのである（FASB [1995], para.6）。問題の事業用資産を転用したり廃棄処分を図ったりしたとき、どれだけの収益が見込まれるようになるのか、基準書第121号はその点には十分な関心を払っていないようにみえる。代替的な投資案との対比を行うことなく、実行中の事業プロジェクトに関する収益性をみるだけで、「投資のねらい」が変化したかどうかを確かめるのは難しい。

もちろん、事業用資産の簿価を代替的な投資案の収益性にひきつけて解釈できるのであれば、

話しあは違ってくる。そういう解釈が可能なら、基準書第121号は事実上、投資案毎の収益性を比較するよう求めているとも読みとれるからである。しかし実際には、そういう理解はきわめて困難といえる。先述のとおり、事業用資産の簿価は過去の支出原価とあらかじめ取り決めた償却基準から導かれてくる「未償却原価」に過ぎない。それは過去の埋没した意思決定に関わる属性値であり、減損が生じたかどうかを確かめている時点に関わる事象、例えば代替的な投資案の収益性と結びつけて解釈するのは無理がある。この局面においては、基準書第121号の要求する内容を一連の論理に共通のスタンスにひきつけて理解するのは断念するしかないといえそうである。

さらにいいうなら、現在の用途から期待される収益のとらえかたについても、基準書第121号の記述には一連の論理と整合しない部分がみられる。減損を機に「投資のねらい」が変化したかどうかを判断するためには、現在実行しているプロジェクトの収益性を代替的な投資案の収益性と対比しなければならない。そこでいう「収益性」は、ほんらい、それぞれのプロジェクトから期待される将来キャッシュフローの割引現在価値で測られる必要がある。つまり「ねらい」に変化が生じたかどうかを確かめる場合は、その判断基準として、現在の用途から期待されるキャッシュフローの割引現在価値が必ず関わってくるはずである。異時点のキャッシュフローは異なる価値を持っており、それらを単純に合計した額でプロジェクトの収益性を論じたところで、意味のあるインプリケーションが引き出せるとは思えない。

ところが基準書第121号では、先に該当箇所を引用したとおり、まさしく現在の用途から期待されるキャッシュフローを割り引かずに合計したもので、減損の有無を判断することになっている（FASB [1995], para. 6）。長期にわたってキャッシュフローを生み出す事業用資産の場合、将来キャッシュフローの「単純な合計額」とそれを現在価値に引き直したものとの違いは無視できない。「単純な合計額」を割引現在価値のサロゲートとみるわけにはいかないのである。この点においても、基準書第121号の要求する計算手続は本稿の基本的なスタンスと必ずしも整合していない。

評価損失を計上するタイミングをめぐっては、このほかにも、基準書第121号の記述と「投資のねらい」の変化を重視する考えかたとの食い違いを指摘できる。例えば同基準書は、評価の切り下げが必要かどうか、確認作業が求められるケースを例示挙しているが（FASB [1995], para. 5），そのなかには「ねらい」に変化が生じたとはいきれない場合も多く含まれている。「ねらい」の変化と結びつく可能性を秘めたケースはいくつかみられるものの、「ねらい」の変化と直結するようなケースはないといっても過言ではない。

以上、ここではさまざまな視点から、切り下げのタイミングに関して基準書第121号が要求している内容を考察してきた。どのような「きりくち」から議論を進めるにせよ、いつ評価損失を計上すべきかに関する同基準書の記述を、「投資のねらい」の変化にひきつけて解釈するのは難しい。これまで論じてきたことに固執することなく、一連の記述を最も自然な形で理解しようとすれば、基準書第121号はむしろ（割り引かないキャッシュフローで測った）簿価の回収可能性に着目しているといえそうである¹⁰。簿価にみあうような将来のキャッシュフローの回収を期待できるかどうかで減損の有無を判断していると考えれば、ここで言及した同基準書の記述には、すべて「意味のある」解釈が与えられることとなる。

(3) 認識基準と測定基準との「食い違い」—減損にもとづく「切り上げ」の回避—

では、基準書第121号において、減損を機に事業用資産の簿価を切り下げるタイミングと具体的な切り下げ額の大きさが別々の論拠に支えられている事態をどう理解すればよいのであろうか。この点に関しては大別してふたつの着眼点がありうる。ここでは、切り下げ額の大きさを決めるとき、「投資のねらい」の変化に着目した議論と整合的な計算手続が要求されていることのほうを与件とする。にもかかわらず、一見したところ「ねらい」の変化とは関連づけられないようなタイミングで、ストックの評価を切り下げるよう求められているのはなぜか、その点について「ねらい」の変化と整合的な解釈はありえないのか、このような視点から議論を進めていくこととする¹¹。

さて、基準書第121号は「投資のねらい」の変化に着目した一連の論攷と同様の基本理念に支えられているという事実認識による場合、にもかかわらず敢えて「将来キャッシュフローを割り引かずに合計したもの」と簿価とで減損の有無を判断する理由としては、「切り上げ」という形をとる簿価修正を回避するためというものが有力と考えられる。

先述のとおり、基準書第121号は、減損の生じた事業用資産の簿価を市場価格へと修正するよう求めているが、実はこの簿価修正が「切り下げ」の形をとるのは必然ではない。減損以前の簿価（未償却原価）は耐用年数や残存価額をどう見積もり、どのような償却基準を選択するのかに応じて決まってくるものであり、市場価格の変動とは直接の関係を持たない。未償却原価と公正価値との大小関係について、先駆的にいいすることはないといつても過言ではない。「投資のねらい」に変化が生じ、評価替えの必要が認められた時点において、市場価格が簿価を凌駕していることも十分ありうるのである¹²。そこでは、簿価の修正が「切り上げ」の形をとることとなり、減損という言葉の持つイメージとはかけ離れた処理が導かれることとなる¹³。

では、減損による市場価格への簿価修正が「切り上げ」の形をとらないようにするためにには、はたしてどういう手段をとりうるのであろうか。実は将来キャッシュフローの「単純な合計額」と簿価とを比較する基準書第121号のやりかたによれば、いくつかの弱い前提条件のもとで、公正価値への簿価修正は必ず「切り下げ」の形をとることができる。

そこでいう前提条件のひとつは、「継続利用が与件とされている以上、そこから期待されるキャッシュフローの割引現在価値は、営業資産の処分から期待されるキャッシュフロー（市場価格）を超える」というものである。企業の置かれた現状について、優れた情報を持つ経営者の判断を尊重しようというのである。もうひとつは、正の時間価値なし割引率である。ここで掲げたふたつの「前提」は、いずれもそれほど強いものとはいえないが¹⁴、これらさえ与件とすれば、もともと直接的な比較が困難であった「回収可能なキャッシュフローを割り引かずに合計したもの」と市場価格との大小関係について、明確な主張が可能となってくる。「減損以後の継続利用から期待されるキャッシュフローを割り引いたもの」を介し、認識基準に関わっている「単純な合計額」と、測定基準に関わっている市場価格のふたつが結び付けられることとなるからである。

では、「切り下げ」の必然性は具体的にどう説明されるのであろうか。以下、順を追って論じていく。

まずは基準書第121号が減損の有無を判断する際に用いている「将来キャッシュフローの単純な合計額」と、その割引額とを対比する。両者の関係についていようと、正の割引率さえ主張できれば、前者が後者を超えることはありえない。「単純な合計額」は「割引現在価値」を必ず凌駕

することとなる。続いてはその「割引現在価値」と、基準書第121号が切り下げ後の属性値として要求している市場価格との大小である。減損にもかかわらず問題の事業用資産を処分せずに利用し続けたほうがよいという経営者の判断を尊重するかぎり、両者の大小関係は先と同様、明らかといえる。経営者がより望ましい選択肢と判断した「継続利用」から期待されるキャッシュフロー（正確には、その現在価値）は、棄却された意思決定と対応している市場価格を必ず超えるはずである。

以上を統合すると、先に掲げた前提条件のもとで、減損が生じたかどうかのメルクマールとされている「現在の用途から期待されるキャッシュフローの単純な合計額」は、切り下げ後の評価額たる事業用資産の市場価格を必ず超過することとなる。厳密さの欠如をおそれずに標記するなら「現在の用途から期待されるキャッシュフローの単純な合計額>市場価格」という関係が示されたわけである。思い起こしてみれば、基準書第121号においては「簿価>現在の用途から期待されるキャッシュフローの単純な合計額」という関係が認められるとき、簿価の修正が必要となってくる。括弧内に示した大小関係を結びつけると「簿価>市場価格」という関係が導かれてくるが、これは基準書第121号の求める「市場価格への簿価修正」が、先に掲げた「弱い前提条件」のもとで必ず切り下げの形をとることを意味しよう。

ここで解き明かしてきた基準書第121号の特質は、きわめて重要なものといえる。減損に関し、敢て測定基準とは異なる論拠に支えられた認識基準が設けられたのは、まさしくそういう特質を確保するためとも考えられる。「投資のねらい」に着目する基本的な考え方自体は尊重しながら、減損に伴うストック評価の切り上げという矛盾した事態を回避するため、評価損失を計上するタイミングに工夫を施したのであろうと推察されるのである。

「投資のねらい」の変化という基本理念にひきつけた解釈が困難なタイミングで、基準書第121号が評価損失の計上を求めている理由については、このほかにもいくつかの説明がありうる¹⁵。どのような説明がFASBの趣旨に適うのかについては、なおいっそうの検討が必要といえるであろう。

本稿では、不良債権に関するこれまでの議論が、事業用の資産に生じた減損とどう関わってくるのか（あるいは関わりを持たないのか）を論じてきた。本稿の議論によれば、減損を機に「投資のねらい」が変化した場合については、金銭債権と事業用の資産とで等質的な計算手続が求められることとなる。いずれについても、市場価格への簿価修正が必要となってくる。

これに対し、「投資のねらい」が変化しない場合は、必要な計算手続がケース毎に違ってくる。金銭債権については「見積もりの修正」という形でストックの切り下げが求められるのに対し、事業用の資産については減損の事実をただちに期間損益に反映させる必要が認められない。むしろキャッシュフローの裏づけを待つ方法のほうが、減損にもかかわらず「投資のねらい」に変化がみられず、旧来どおりの事業プロジェクトを継続する状況に適うものといえる。というのも、事業用資産については減損以前より、もともと、実際のキャッシュフローを重視した業績評価が行われているからである。減損前後で事業投資の態様に大きな変化がみられないであれば、具体的な業績測定の次元においても、旧来の基本理念を可能なかぎり尊重するのが自然なやりかたといえるであろう。

以上を確認した後、本稿では話題を転じ、実際に公表されている基準書や公開草案のなかに、一連の論攷に共通する基本的なスタンスと整合的なものが見出せないかどうかに考察を進めるこ

とした。これまでの議論と整合的な記述を有する基準書としてここで採り上げたのは、米国FASBの基準書第121号である。この基準書は減損の生じた事業用資産について、市場価格への簿価修正を求めてい。それ以外の形をとる評価の切り下げは認められていない。これは、事業用の資産については「投資のねらい」が変化する場合にしか簿価修正を認めない、一連の論攷と首尾一貫した要求といえる。そのかぎりにおいて、基準書第121号にはこれまでの議論と等質的な側面を見出すことができる。

しかし、基準書第121号が要求している別の内容に目を向けると、この基準書は必ずしも「投資のねらい」の変化を重視しているとはいいきれない。とりわけ整合性を欠くのは、評価損失を計上するタイミングに関する記述である。同基準書は現在の用途から期待されるキャッシュフローの「単純な合計額」と、未償却残高としての簿価を比較し、減損の有無を判断するよう求めている。こういう判断基準を、「投資のねらい」が変化したかどうかにひきつけて解釈するのは難しい。減損を認識するタイミングと具体的な切り下げ額の大きさは、それぞれ別々の論拠から導かれてくるようにみえる。

はたして基準書第121号は、首尾一貫した理念に支えられていないものとしか説明できないのであろうか。それともみかけの非整合的な側面にかかわらず、実際には認識基準と測定基準のいずれにも「意味のある」解釈を与えるような基本理念を見出すことができるのだろうか。ここでは「ありうべき」説明をひとつ採り上げたが、この点についてはなおいっそう検討の余地が残されている。これは今後に残された課題したい。

ここで採り上げた米国FASBの基準書第121号は、一連の論攷に共通するスタンスと整合的な記述を有する基準書として、唯一の実例といっても過言ではない。しかし実際には、これ以外にも、事業用資産の減損を取り扱っている公開草案が散見される。とすれば、これらによる「切り下げの論拠」は、これまで議論してきたものとは明らかに異なるものといえる。

次稿では、米国FASB以外の公開草案が減損の生じた事業用資産についてどのような計算手続を要求しており、それらはいかなる論拠に支えられているのかを概観する。それとともに、そこでいう「論拠」がこれまで論じてきたものとどう食い違うのか、その問題にも議論を進めていきたい。

[注]

- 1 もちろん、魅力的な用途をほかに見出せなければ、減損の発生にもかかわらず、現在実行中の投資プロジェクトがそのまま継続されることとなる。そこには「投資のねらい」を見出すことはできない。
- 2 金銭債権とくらべたとき、事業用資産のほうがむしろ多様な用途を想定できる。
- 3 むろん、不良債権に生じた「ねらい」の変化なのか、それとも事業用資産に生じた変化なのか、そういう違いが業績評価のありかたに一切の影響を及ぼさないとはいきれない。例えば「ねらい」の変化を跡づけるための客観的な事実を得やすいかどうかについて、両者の間に違いがみられるかもしれない。この問題について、一連の論攷の冒頭に位置する「資産の減損と簿価修正—問題の所在—」もあわせて参照されたい。
- 4 金銭債権や事業用資産の財としての特性（それから期待されるキャッシュフローの特性）は、「投資のねらい」、ひいては事後的な業績測定のありかたのほうに影響を及ぼす。
- 5 事業用資産のなかでも特殊な性質を有している土地は、本稿の対象外とする。

- 6 もちろん、収益が生じると見込まれる期間にわたって支出原価を配分している以上、「未償却原価」も将来に期待されるキャッシュフローとまったく無縁ではありえない。しかし利息法による簿価のように、現在価値に引き直すための割引率を介して将来のキャッシュフローと直接的に結びついているわけでもない。将来キャッシュフローとの関係はごく間接的なものにとどまる。
- 7 「ねらい」が変化し、第三者への譲渡処分こそが最善の選択肢となった場合は、整備された流通市場が存在するかぎりにおいて、将来キャッシュフローの見積もりにみられる困難が減損を機に解消するかもしれない。
- 8 明確な規定はみられないが、FASB [1995], paras.121-122から、基準書の立場を推察することができる。
- 9 「投資のねらい」にいっそう忠実であろうとすれば、継続的な時価評価が求められるはずであり、「ねらい」との対応関係は不十分なものにとどまっている。とはいっても、減価償却とは明らかに異質な操作が求められているのはたしかである。
- 10 「簿価の回収可能性」に着目した議論については、次稿で改めて論じることになっている。
- 11 評価損失を計上するタイミングが「簿価の回収可能性」に着目した議論から決められているにもかかわらず、具体的な切り下げ額の大きさは必ずしも「回収可能性」と直結しない議論から導かれてくる。それはなぜかという議論の組み立てたもありえよう。その場合は、本文とは異質な結論が導かれてくる可能性も大いにありうる。
- 12 「投資のねらい」が変化したかどうかは、先述のとおり、現在の用途と代替的な用途の収益性を比較して判断される。そこで関心が寄せられるのは代替的な投資案の「価値」をめぐる大小関係であるが、それは市場価格と簿価との大小関係とは結びつかないものといえる。
- 13 むろん実際には、減損の生じた事業用資産の公正価値が、その簿価（未償却残高）を超えるような事態は考えにくい。事業用資産を実際に利用している経営者が、そこから期待される収益は低下するものと見通しているようなケースにおいては、市場における当該資産の評価も一般に下がるはずと推察されるからである。言い換えれば、市場価格の変動は、「減損」という処理の契機となる「収益性の低下」という事象とまったく独立したものとは考えにくい。問題となっている事業用資産の価値に関する経営者の評価と市場の評価との間には、何らかの有意な結びつきがあるものと推察されるのである。
- 14 正の割引率は先驗的には保証できないが、少なくとも経験的には非負の割引率を主張することができそうである。
- 15 例えば、米山 [1998] 第1節第6項を参照。

[参考文献]

- ASB[1997] ,AccountingStandardsBoard,FinancialReportingExposureDraftNo.15:ImpairmentofFixedAssetsandGoodwill,June1997.
- FASB [1995], StatementofFinancialAccountingStandardsNo.121:AccountingfortheImpairmentofLong-LivedAssetsandforLong-LivedAssetstoBeDisposedOf.
- IASC[1997],ExposureDraftNo.55:ImpairmentofAssets,May1997.
- 米山 [1996]、米山正樹「収益性の低下した営業資産の評価－減損の認識と測定－」『経済論集（学習院大学）』第33巻第1号、1996年3月。
- 米山 [1997]、米山正樹「営業資産の減損と事後の業績測定－市場価格と『回収可能額』－」『経済論集（学習院大学）』第33巻第3／4合併号、1997年1月。
- 米山[1998]、米山正樹「減損会計をめぐる基本的論点－ふたつの異質な『切り下げの論拠』と実

事業用資産の減損（米山）

際の会計ルールー』『減損会計をめぐる調査』減損会計研究委員会（財団法人企業財務制度研究会）大蔵省委託研究報告書、1998年3月。